### 食品安全委員会(第830回会合)議事概要

日 時:令和3年8月31日(火) 14:00~15:09

場所:食品安全委員会大会議室

出 席 者:山本委員長外6名

動画配信:報道1名、行政1名、一般1名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・農薬5品目 ピコキシストロビン エトフェンプロックス グルホシネート テトラコナゾール フロメトキン

## →厚生労働省及び担当の浅野委員から説明

農薬「ピコキシストロビン」については、平成21年10月8日付けの委員会決定の1の(1)の規定の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないとき」に該当することから、同規定に基づき、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当する。

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

農薬「テトラコナゾール」及び「フロメトキン」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「エトフェンプロックス」及び「グルホシネート」については、 現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることから、農薬 「エトフェンプロックス」は農薬第三専門調査会、農薬「グルホシネ ート」は農薬第二専門調査会において審議することとなった。

- (2) 農薬第四専門調査会における審議結果について
  - 「イプロジオン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
  - →担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案へ

の反映を農薬第四専門調査会に依頼することとなった。

- (3)動物用医薬品専門調査会における審議結果について
  - 「塩化ジデシルジメチルアンモニウム」に関する審議結果の報告と 意見・情報の募集について
  - →担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
  - 農薬「スルホキサフロル」に係る食品健康影響評価について
  - ・農薬「フルアジナム」に係る食品健康影響評価について
  - →担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「スルホキサフロルの許容一日摂取量(ADI)を 0.042 mg/kg 体重/日、 急性参照用量(ARfD)を 0.25 mg/kg 体重と設定する。」

「フルアジナムの許容一日摂取量 (ADI) を 0.01 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量 (ARfD) を 0.5 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量 (ARfD) を 0.02 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

・動物用医薬品「クマホス」に係る食品健康影響評価について

# →事務局から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、「クマホスは、『暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について』の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理措置が採られている限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「アンピシリン」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「フェノキシメチルペニシリン」に係る食品健康影響 評価について

#### →事務局から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「『アンピシリン』及び『フェノキシメチルペニシリン』は、『暫

定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について』の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「DSM32805 株を利用して生産されたキモシン」 に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「JPANOO6株を利用して生産されたリパーゼ」 に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「JPAo003株を利用して生産されたリパーゼ」 に係る食品健康影響評価について

### →事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「『DSM32805 株を利用して生産されたキモシン』『JPAN006 株を利用して生産されたリパーゼ』及び『JPAo003 株を利用して生産されたリパーゼ』については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- (5) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題 (令和4年度)(案)について
  - →担当の脇委員及び事務局から説明 本件については、案のとおり決定することとなった。